

# 第三回にいがた県民教育研究所総会記念講演（一九三二年九月二十四日）

## 立憲主義が壊される

### 安倍「国葬」・旧統一教会・改憲（下）

成嶋隆

#### 【目次】

##### はじめに

##### I 安倍「国葬」の憲法上の問題点

###### 1 国葬自体の違憲性

###### 2 安倍「国葬」の違憲性

##### II 旧統一教会の立憲主義破壊—教育との関連で

###### 1 在日朝鮮人の民族教育攻撃（以上、第一三七号）

###### 2 教科書攻撃

##### （1）教科書攻撃とは

旧統一教会による（教育分野での）立憲主義破壊の事例として、次に、教科書攻撃を取り上げます。この事例においても、同教会系列の政治団体である国際勝共連合が暗躍しております。

#### 〔II〕 2 教科書攻撃

日本の教科書制度は、戦前の国定制から戦後の検定制へと移行しましたが、戦後の検定教科書制度のもとで、主として社会科教科書が〈偏向〉しているとする保守勢力によるキャンペーンが展開されてきました。

その結果、教科書検定がこのキャンペーンの主張に沿うようなかたちで行われ、一方では、家永三郎執筆の日本史教科書が検定不合格とされ、他方では、歴史修正主義を基調とする教科書が検定をパスするといった事態に至りました。

教科書攻撃は、一九五〇年代、八〇年代および九〇年代以降の三次にわたって展開されてきましたが、このうち国際勝共連合が重要な役割を果たしたのが、八〇年代の第二次教科書攻撃でした。ここでも、社会科教科書が主要なターゲットとなっています。

## (2) 第二次教科書攻撃の構図と国際勝共連合

第二次教科書攻撃において、いわば「司令塔」の役割を果たしたのは「世界平和教授アカデミー」という組織でした。これは国際勝共連合を母体とする学者組織でしたが、後に筑波大学の学長となつた福田信之氏を中心に編成され、筑波大学の研究者が多数参加していましたことから、「筑波大グループ」・「F機関」などとも呼ばれていました。この組織が七〇年代後半以降、自民党の文教族などと結託して教科書が〈偏向〉しているという攻撃を行つたわけです。

### III 改憲との連動

教科書攻撃の構図は、大要以下のようなものでした。まず、「F機関」が中学校社会科教科書を批判するレポートを作成します。このレポートが自民党機関紙『自由新報』に掲載されたことから、国会の予算委員会で教科書問題が取り上げられ、レポートを作成した「F機関」のメンバーが参考人として招致されました。一方、自民党文教族が「教科書問題を考える議員連盟」(第一次教科書議連)を結成し、その政治的影響力を行使して教科書行政を歪曲するという動きもありました。歴史教科書の検定で、旧日本軍のアジア諸国への「侵略」という記述が「進出」に書き換えられた事例は、同議連の圧力によるものでした。

日本の学校教科書はさまざまなかたちで統制され、歪められてきましたが、その歪曲・統制に「旧統一教会」系の政治組織である国際勝共連合が深く関わっていたことは、改めて銘記されるべきでしょう。  
(以上の論述につき、高橋穣一・星野安三郎監修『教科書がねらわれている』あゆみ出版、一九八一年ほか参照)

講演の最後のテーマとして、安倍「国葬」および旧統一教会問題が収斂していく事柄であると思われる憲法改正問題を取り上げます。

まず、安倍「国葬」と憲法改正との結びつきという問題です。この点については、講演テキストに紹介した内田博文・九州大学名誉教授（刑事法学）の指摘が参考となります。

内田氏はまず、「国葬の決行は、岸田首相による『安倍体制』の継承宣言に他ならない」とし、「安倍氏の神格化を進め、安倍氏悲願の憲法改正を実現させることで、与党内での自身の地位を確固たるものとする：ために国葬を政治利用している」と喝破しました。次に内田氏は、岸田首相が改憲で手に入れたいものは「緊急事態条項」ではないかという興味深い指摘もしています。時の政権が決すれば法律と同様の効力を持ち、財政出動も可能となる。政権にとつてこれほど都合の良い条文はない、というわけです。内田氏はさらに、「国葬を決めた政治プロセスはまさに時の政権の意のままだつたと指摘せざるを得ない。要するに緊急事態条項の『先取り』とでもいうような行政独走の閣議決定だつた。まるで、憲法はすでに改正されている

かのように、です。」「安倍氏の国葬を許すことは、安倍氏が構築した現憲法無視の決定プロセスを追認することにもつながる」と舌鋒鋭くたたみかけています。

（内田博文・九州大学名誉教授、毎日新聞東京夕刊電子版二〇二二年九月五日「国葬強行、裏に改憲『闘う法学者』内田博文さん『緊急事態条項を先取り』より）

内田氏の見立ては、岸田首相が継承しようとしているのは安倍元首相の憲法無視の政治手法であるというのですが、そこには「安倍氏悲願の憲法改正」の課題を引き継ぐ意思も含まれています。では、岸田首相が継承することを表明した安倍元首相の憲法改正の構想とはいかななるものだったのでしょうか。このことを、安倍「改憲」構想の原点にさかのぼつて検証したいと思います。

## 2 安倍元首相の〈改憲レガシー〉

### （1）安倍「改憲」の原点

安倍元首相は、就任以来一貫して日本国憲法の明文改憲を主張してきました。その原点はどこにあるかと云ふと、一つは、もともと自民党が党是として現行憲法の明文改正（「自主憲法の制定」）を掲げていること

です。もう一つは、安倍元首相自身の政治信条と憲法観です。後者について、さらに解説いたします。

まず安倍氏の政治信条ですが、これを端的に示しているのが「戦後レジームからの脱却」という言葉です。

「」でいう「戦後レジーム」とは「戦後体制」、より正確には「日本国憲法が定める政治体制」のことです。

したがって「戦後レジームからの脱却」というのは、「日本国憲法体制からの脱却」ということになります。

次に安倍元首相の憲法観ですが、第二次安倍政権が発足した二〇一二年一二月のネット番組での発言がこれをお示しています。このなかで安倍元首相は「ひとつもない憲法ですよ。はつきり言って」と、現憲法をこき下ろしています。

憲法に対する蔑視・反感が高じて、安倍氏は憲法学  
者に対する怨念をも募らせてきました。のちに紹介しますように、安倍氏が推進した改憲戦略の一つに、第九条に自衛隊を明記するという提案があります。この改憲項目を提案するにあたって、安倍氏は憲法学者に對して激しい攻撃を行い、怨念をむきだしにしていました。たとえば、次のような発言です。——「多くの憲法学者や政党の中には自衛隊を違憲とする議論が今な

お存在している。自衛隊の存在を憲法上にしつかりと位置づけ、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきだ。」「自衛隊員たちに『君たちは憲法違反かもしないが、何かあれば命を張つてくれ』と言うのは、あまりにも無責任だ。」（九条への自衛隊明記の提案理由説明）

思うに、この物言いはたいへん卑劣かつ狡猾です。多くの憲法学者をはじめとして自衛隊を違憲とする議論が存在するのは事実です。そして、そのような議論が間違っているということを示そうとするならば、自衛隊違憲論を正面から批判し、これを粉碎すればよいだけのことです。ところが安倍氏は、そのような正攻法をとらず、（だから憲法に自衛隊を明記し、違憲論が生まれる余地をなくすべきだ）と、議論を捻じ曲げているのです。別の言い方をすれば、憲法という（規範）に反する（事実）（＝自衛隊という「戦力」の存在）がある場合に、立憲主義や法治主義の觀点からすれば、（事実）を改める（たとえば、自衛隊を改編する）ことがあるべき選択であるにもかかわらず、安倍氏の論法は逆に（規範）の方を（事実）に合わせて改変すべきだとしているのです。この本末転倒の議論は、安

安倍氏をはじめとする改憲派が、自信をもつて自衛隊合憲論を主張し得ないという、ある種の弱みを抱えていることが背景にあるように思われます。実際、今や世界第一〇位の軍事力を有する自衛隊を、憲法九条が保持することを禁じている「戦力」にはあたらないと主張することは、かなり困難だといえます。

ともあれ、安倍氏は右のような狡猾な論法をも駆使しながら、その改憲戦略を着実に展開してきました。次に、その安倍「改憲」の軌跡をたどってみたいと思います。

## (2) 安倍「改憲」の軌跡

安倍「改憲」の軌跡をたどるうえで、まず、改憲戦略の概要を確認することが必要です。私の分析では、安倍「改憲」は次の五つの改憲戦略により成り立っていました。

- ① 〈正面作戦〉
- ② 〈からめ手作戦〉
- ③ 〈外堀作戦〉
- ④ 〈呼び水作戦〉
- ⑤ 〈土俵の歪曲〉

①の〈正面作戦〉は、文字通り正面突破の憲法改正つまり明文改憲を意味します。②③との対比で〈本丸作戦〉と呼んでもいいでしょう。この明文改憲のいわばテキストとなっているのが、自民党が二〇一二年四月に公表した「日本国憲法改正草案」です。

②の〈からめ手作戦〉は、いわゆる解釈改憲のことです。憲法の文言自体は変えず、その文言を恣意的に解釈することにより、憲法规範を事実上〈換骨奪胎〉するという戦略です。正面突破ではなく、脇の方から攻略する手法ということで〈からめ手作戦〉と名付けました。代表的な例として、「憲法九条は集団的自衛権の行使を容認している」とした二〇一四年七月の閣議決定があります。

③〈外堀作戦〉は、違憲立法を指します。「愛国心」条項を盛り込んだ二〇〇六年の教育基本法改正、日本を戦争国家へと変貌させる二〇一五年の安保法制など憲法に反する法律等を制定することにより、憲法体制の〈外堀〉を埋めていくという戦略です。

④の〈呼び水作戦〉は、〈本丸〉としての明文改正に向けて、国民の支持を得やすいと思われる事項を改憲提案に盛り込むことです。最たる例は、自民党が二

○一八年にまとめた「改憲四項目」（九条への自衛隊明記、緊急事態条項、教育の無償化・充実、参院の合区解消）です。

最後に⑤の〈土俵の歪曲〉ですが、これは改憲手続を改變して、憲法改正をしやすくするという戦略です。これには二つの例があります。一つは、一〇一二年一月の総選挙後に安倍元首相が提唱した「九六条先行改正論」です。これは日本国憲法の改正手続について定める九六条を先に改正するという提案です。同条一項に国会による憲法改正案の発議に関する規定がありますが、その発議の要件を現行の「各議院の総議員の三分の一以上の賛成」から「過半数の賛成」に変えるという憲法「改正」を行なうというものです。国会による発議を容易にするための提案でしたが、〈勝負をする前に土俵のルールを変える〉という露骨な提案だったこともあり、結局頓挫してしまいました。もう一つの例は、第一次安倍政権下の一〇〇七年になされた国民投票法の制定です。「日本国憲法の改正手続に関する法律」という正式名称が示すとおり、改憲の手続について定めた法律ですが、たとえば、改憲国民投票が有効に成立するために必要な最低投票率に関する

る条文がないなど、全体として改憲派に有利な内容であり、大局的にみれば〈土俵の歪曲〉戦略の一環であるといえます。

以上の五つの改憲戦略のうち、②から⑤までは、全体として①の〈正面作戦〉の予備作業の性格を有するものです。安倍元首相は、凶弾に倒れるまでに、②、⑤の改憲戦略を着実に進め、一部（九六条先行改正）を除き、これを完遂しています。

### (3) 教育分野にみる改憲への環境整備

安倍「改憲」戦略においては、上述の〈正面作戦〉＝明文改憲に向けた様々な予備作業や環境整備が周到になされました。講演の最後に、明文改憲に向けて安倍元首相が取り組んできた環境整備の諸施策のうち、教育分野に関係するものを取り上げ、その問題性を剔抉したいと思います。

教育分野における改憲のための環境整備策は多岐にわたりますが、ここでは道徳の「教科化」の問題に焦点をあてます。

道徳の「教科化」というのは、一〇一五年の学習指導要領改訂で、道徳が「特別の教科」とされたことを

指します。その布石となつたのは、前述の一〇〇六年教育基本法改正の際、当時の学習指導要領の「道徳編」に規定されていた二〇に及ぶ徳目が、改正教基法第二条の「教育の目標」規定に掲げられたことです。このことは、文科省告示である学習指導要領に規定された事項が法律規定へと「格上げ」されたことを意味します。つまり、学習指導要領に定められていた道徳規範が「法的拘束力」を持つたということです。

改正教基法第二条のさらなる問題点は、そこに掲げられた教育目標につき、「態度を養う」という文言が用いられていることです。たとえば、「愛国心条項」と呼ばれる同条第五号は次のように規定しています。――

「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」〔傍線・引用者〕。この「態度を養う」という文言は、大いに注意しなければなりません。というのは、この文言により、道徳規範を内容とする教育目標規定に適合的な「態度」が公定され、それらの「態度」を目に見えるかたちで表明しているかどうかをチェックすることでの内心に対する統制が作動することになるからです。こ

のような統制手法は、先に触れた「日の丸・君が代」問題では既に採り入れられています。卒業式や入学式における「国歌」（「君が代」）齊唱時に、教職員が「起立」して「日の丸」に「正対」し、「君が代」を「歌っている」か否かを学校管理職や教育委員会職員がチェックし、「不起立」や「不唱和」という「態度」をとった場合には、なんらかの不利益処分を課すといふやりかたです。北九州市では、児童・生徒にもこのような統制が及んでいます。同市では、「君が代」齊唱時にどのくらいの音量、声量で歌っているかを三段階でチェックするという、もはや滑稽としかいいうふないことさえ行われました。

公定された道徳規範に見合つた「態度」をとることを要求するという「道徳教育」のありかたは、次のような深刻な問題を惹き起します。

「態度で示す」ことを求める道徳教育は、公定の道徳律に本心から帰依するか、あるいはこれに外見的にのみ従うか、という選択を促しますが、私見では、おそらく後者の対応が一般化するようと思われます。この見立ては、愛国心などの「道徳」を説いていた安倍元首相の政治手法の問題性に関係しています。批判的

な意味を込めて〈アベ政治〉と呼ばれたその政治手法について、かつて私は次のように評したことがあります。——「最近の政治状況をみると、共謀罪法の強行可決、森友・加計学園の学校・学部設置問題そして安倍首相の九条改憲発言など、議会制民主主義や国政運営に関する最低限のルールを蹂躪する、まさに立憲主義の崩壊をもたらしかねない事態に陥っています。また、閣僚の相次ぐ失言・暴言、国会における答弁不能・答弁拒否、論点のすり替え、野党質問の揚げ足とり、野次に対する逆切れなど、政治手法の面でも異常としかいよいよのない状況もあります。日本国憲法の前文に『政治道徳』(political morality)という文言がありますが、この言葉を用いるならば、現在の安倍政治は、深刻な political-moral-hazard をもたらしてしまふといふべきだ。」（日本教育学会第四七回定期総会〔二〇一七年五月二七・二八日、中央大学〕における会長挨拶、同学会年報47『憲法施行70年と教育法学の課題』〔二〇一八年・有斐閣〕所収）——」で指摘した政治的モラル・ハザード（道徳的退廃）が蔓延する状況のもとでは、為政者の説く「公定道徳」には〈胡散臭さ〉が伴います。そのような道徳を、國

民が本心から受け入れるという保証はありません。たとえば、公定道徳として唱えられている「規範意識」や「遵法精神」についていえば、政治家の違法行為や不正行為が断罪されずに済まされるという〈お手本〉がある状況では、これらの道徳は決して内面化されることはなく、上からの道徳の押し付けに〈面従腹背〉するという対応をもたらすでしょう。

この面従腹背という対応は、内心に反する外面を装うことになりますから、当該個人にとっては人格的分裂を意味し、眞面目な人間であれば精神的な苦痛を覚えるはずです。しかし、規範や権威への外面的服従の調達を最小限目標とする道徳教育推進者にしてみれば、いわば〈御の字〉ということになります。要するに、「井上に逆ひつても無駄だ」と云つた、批判と抵抗を断念する国民意識を醸成し、日本社会を濃密な〈権力への忖度〉の空氣で覆うことが企図されているとみるべきです。やや大きめかもしれませんが、道徳の「教科化」には、このようない国民意識の改造に向けた内心の誘導という政策的意図が潜んでいたり思われるまです。

改憲への環境整備という本節の文脈に即していえば、

上記の〈権力への付度〉という国民意識の醸成は、〈権力側が仕掛けてくる改憲という政治課題を達成するうえで必須の戦略であると考えられます。数日後に強行されようとしている安倍「国葬」も、〈権力への付度〉という社会風潮を醸成した〈アベ政治〉を顕彰するという意味で、大局的には改憲戦略に組み込まれた政治的イヴェントとみるべきでしよう。

以上のように、明文改憲に向けた立憲主義の破壊が急速に進行しています。このことに最大限の警戒心を払いながら、今後の政治動向を注視していきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

(なるしま たかし) 新潟大学名誉教授



## 聖籠町の統合中学校

人口が減らない町として著名な聖籠は、1990年代の初めごろはご多分に漏れず生徒の荒れで注目されていました。特に新潟東港が造られる地域では多額のお金が入り、子どもたちにも影響を与えていました。発足したばかりの当研究所も調査研究に努めました。

二つあつた中学校の生徒同士が反目・抗争の例が顕著でした。その背景には、一つは漁業、他方は農業という地域性の違いもあつたようです。同じ中学校で町の子どもたちを学ばせることができ、町づくりに大切と考えられました。統合中学校新設が、町政の課題になりました。1994年にそれが達成されました。財政の豊かな町は、その力を素晴らしい校舎の建築に注ぎます。五十五億円もかけて理想的な教室、体育館などを。特に廊下や階段は子どもたちが、憩うことの出来る仕組みになつていわば居場所になります。しかも自然豊かな広々とした松林が近くに続くのです。

先日、その町の海岸寄りの地域にある方を訪ねました。初めての集落でその家が見つかりません。車を走らせて人に出あいません。やつと散歩中の老人に「○○さんの家は」と聞きますと、丁寧に説明して下さい、「乗せてくれ、一緒に行つてやる」と。おかげで約束の時刻に間に合い用務を果たせました。

(吉田)